

議案第 1 1 9 号

勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用にあたり、電気、水道及び下水道設備を使用した場合の使用料を明確に定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市道の駅「恐竜溪谷かつやま」の設置及び管理に関する条例(令和元年勝山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第7条 前条の規定に基づき許可を受けた者は、使用する面積1m²あたり1日2,000円を超えない範囲内で規則に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 前条の規定に基づき許可を受けた者は、使用する面積1m²あたり1日2,000円を超えない範囲内で規則に定める額の使用料を市長に納付しなければならない。</p> <p><u>2 使用にあたって電気、水道又は下水道のいずれか1つ以上を使用する場合は、前項の額に10パーセントを乗じて得た額を加算する。</u></p> <p><u>3 使用面積が1m²に満たないとき又は1m²未満の端数があるときは1m²とみなす。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。